

「福島復興再生基本方針（案）」に対する全日本仏教会からの
ご意見に対する当庁回答について（補足）

平成 24 年 8 月 17 日
復興庁 統括官

全日本仏教会の皆様におかれましては、これまで、避難場所の提供、炊き出しや物資の配給、義援金のご寄付などの東日本大震災の被災者に寄り添った支援活動を、宗派を超えて行ってきていただいております、心から感謝申し上げます。

さて、このたびは、標記回答が言葉足らずであるとともに、言葉遣いにも配慮が不足していたため、皆様にご心配をおかけするとともに、不快な思いをさせてしまい、まことに申し訳ありませんでした。

当庁といたしましても、地域の復興は、単にインフラや産業の再生で実現されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等により、被災者の心の復興がなければ終わるものではないと考えており、基本方針においては、第1のみならず、第2、第3及び第9において、地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の視点や施策を盛り込んでおります。

皆様の施設につきましても、宗教施設であるからといって、直ちに国の施策の対象外となるものではなく、例えば、上記の地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面から、地域の復旧・復興施策の対象となり得るものと考えております。また、それは、施設の規模や観光客数で判断されるものではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの観点からも、実質的に判断されるものと考えております。

また、「教育・保育」について「サービス」の用語を用いることは、教育・保育が財物ではなく、役務であることを表現する趣旨で用いたものであることにご理解をいただければ幸いです。

今後は、このようなことのないよう、十分配慮してまいります所存です。皆様におかれましては、引き続き、東日本大震災からの復興にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。